有害使用済機器保管等廃止届出必要書類一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 提出書類 | 備考 |
| 1 | 有害使用済機器保管等廃止届出書 | 様式第35号の4 |

有害使用済機器の保管又は処分の事業の一部又は全部を廃止した場合には、廃止後10日以内に、事業場を所管する自治体へ届け出る必要があります。

事業の一部の廃止は、事業の範囲の一部廃止（保管又は処分・再生の内の一部を廃する場合）、複数の事業場の内一部を廃止する場合、取扱い品目の一部を廃止する場合などを指します。